

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

平成29年12月8日

契約担当官

静岡地方法務局長 西 江 昭 博

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名等 郵便料金計器一式交換契約
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月15日（木）

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を

- 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力的な要求行為を行う者
- カ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- キ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ク 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- ケ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒420-8650 静岡市葵区追手町9番50号
静岡地方法務局会計課用度係（担当：高橋）
電話：054-254-8097 F A X：054-205-0373
- 4 仕様書及び見積依頼説明書の配布期間及び配布場所並びに配布方法
- (1) 配布期間
平成29年12月8日（金）から同年12月22日（金）までの午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 配布場所
問合せ先に同じ
- (3) 配布方法
配布場所において交付する、又は郵送による。
ただし、郵送を希望する場合は、問合せ先にその旨を請求すること。
- 5 見積書及び提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所
- (1) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。
- (2) 提出期限 平成29年12月25日（月） 午後2時00分
- (3) 提出場所 上記3に同じ。
- (4) 提出書類 見積依頼説明書による。
- (5) その他 郵送により見積書等を提出する場合は、必ず「見積書在中」と記載し、静岡地方法務局会計課高橋宛て送付すること。
- 6 見積合わせの日時
平成29年12月25日（月） 午後4時00分（非公開）
- 7 見積書の記載金額
見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。
- 8 契約の相手方の決定方法
予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

9 契約保証金の納付

免除

10 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 請書作成の要否については、契約担当官の指示に従うこと。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (4) 詳細は静岡地方法務局オープンカウンター方式実施要領、見積依頼説明書及び仕様書による。
- (5) 見積書等作成及び提出に係る費用は、全て参加者負担とする。